

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例の一部を改正する条例

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例（平成26年9月武蔵野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項及び第3項</u>の規定に基づき、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項及び第3項</u>の規定に基づき、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	字句の改正
<p>(所管事項)</p> <p>第3条 協議会は、<u>法第77条第1項各号</u>に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子どもプラン武蔵野（武蔵野市が策定する子どもに係る基本計画をいう。）に関する事項について調査審議し、又は意見を述べることができる。</p>	<p>(所管事項)</p> <p>第3条 協議会は、<u>法第72条第1項各号</u>に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子どもプラン武蔵野（武蔵野市が策定する子どもに係る基本計画をいう。）に関する事項について調査審議し、又は意見を述べることができる。</p>	字句の改正

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年

法律第76号)の施行による子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の改正に伴い、所要の改正をするものである。